

重要なお知らせ！

「矢巾町共通商品券」の払戻しについて

(協)矢巾商業連盟の解散に伴い(協)矢巾商業連盟発行の「矢巾町共通商品券」が令和6年2月29日をもって、ご利用を終了いたしました。

現在、お持ちの「矢巾町共通商品券」につきましては、資金決済に関する法律第20条第1項に基づき令和6年3月1日～令和6年5月1日までの期間払戻しを行います。

(※当該期間内に申し出がない場合は、この払戻し手続きから除外されます)

払戻し対象の「矢巾町共通商品券」



払戻し期間 令和6年3月1日～令和6年5月1日まで

「矢巾町共通商品券」払戻し場所

【払戻し対応時間 午前10時～午後5時】

未使用の商品券をご持参下さい、現金と交換いたします。

(協)矢巾商業連盟 理事長 店舗「総合衣料かわむら」

紫波郡矢巾町西徳田3-62 電話 019-697-3006

携帯 090-1063-8272



店舗QRコード

【問合せ先】 (協) 矢巾商業連盟 理事長 店舗 (総合衣料かわむら)

紫波郡矢巾町西徳田3-62 理事長 川村 ☎ 090-1063-8272